

第1章

都市計画マスタープランの 目的と役割

1. 目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 役割	3
4. 目標年次	3

第1章 都市計画マスタープランの目的と役割

1. 目的

「江別市都市計画マスタープラン 2014【改訂版】」（以下、「本計画」という）は、住宅・商業・工業・農業などの土地利用や道路、公園などの都市施設、防災や景観などの都市環境の方針を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより、安全・安心で誰もが暮らしやすい活力・魅力ある都市づくりの実現をめざすものです。また、定められた内容の実現に時間を要することから、今後の社会経済情勢の変化、政策的事項などを見据え、長期的な見通しをもって定める必要があり、必要に応じて見直しなどを行いながら進める必要があります。

本計画は、平成16年の「江別市都市計画マスタープラン」（以下、「現行計画」という）の策定から10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化や「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」（以下、「第6次総合計画」という）における政策的な取組に対応するために、このたび必要な見直しを行い、めざす都市像や、その実現に向けた都市計画の取組などの方向性を示し、市民や事業者などと一体となって取り組み、将来都市像の実現をめざすことを目的とします。



江別市の全景

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づいた、「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

江別市の最上位計画である「第6次総合計画」のまちづくり政策、えべつ未来戦略の都市づくりに係る個別計画として、他の部門別計画と連携、整合を図ります。

また、広域的な視点で北海道が定める都市計画の方針である「札幌圏都市計画区域※1の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）」に即するものです。

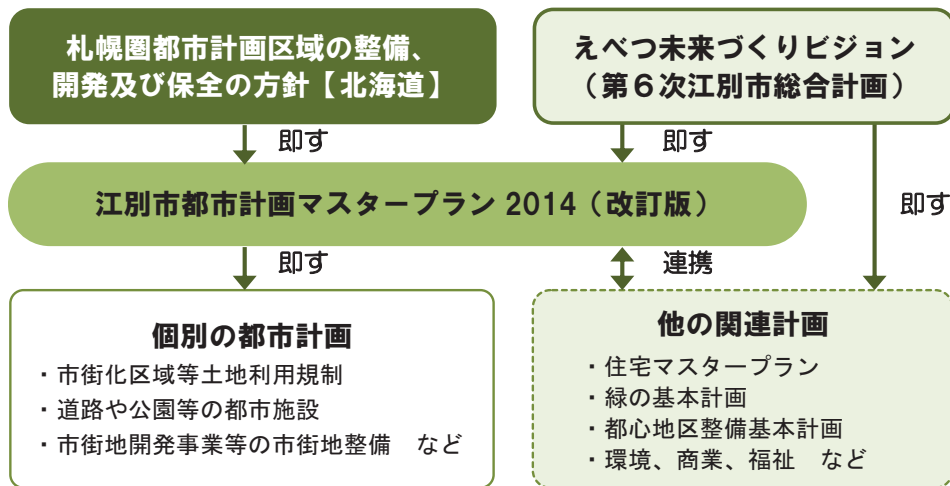


図 江別市都市計画マスタープランの位置づけ

3. 役割

都市計画マスタープランは、将来の市街地規模や地域地区、都市施設、地区計画など、今後の都市計画や都市計画事業の方針としての役割を担うほか、都市計画法による都市計画制限や事業に加えて、防災、景観、環境などの関連施策と連携し、総合的に都市づくりを進めるための指針となります。

また、都市の将来像を実現するための土地利用や都市施設、都市環境の方針を地域単位で示すことにより、地域活動の機運の向上など、市民協働の推進を図るための役割も担います。

4. 目標年次

本計画は、長期的な都市づくりの視点から10年後の平成35年を目標年次とします。

現行計画と同じ目標年次（平成35年）としていますが、将来都市像を実現するために、目標年次以降の都市の姿を見据えながら、継続性をもった都市づくりを進めるものとします。

用語解説

※1 札幌圏都市計画区域：札幌市、小樽市、江別市、北広島市及び石狩市で構成する都市計画区域の名称。

